

## 茨木市ユースプラザ事業業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

### 1 趣旨

この要項は、茨木市ユースプラザ事業を実施するにあたり、価格のみではなく事業者（配置する相談支援コーディネーター・支援員・補助スタッフを含む）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名 茨木市ユースプラザ事業

#### (2) 業務の目的

子ども・若者（中学生から概ね39歳）が、様々な社会経験や交流ができる居場所と相談窓口を提供するとともに、子ども・若者とその保護者を支援するための連携体制の構築を図る。

#### (3) 業務内容

##### ア 居場所・社会経験の場の提供

(ア) ふれあい・交流サロンの開設

(イ) 生きづらさを抱える子ども・若者の居場所の設置

(ウ) 社会経験等の推進

(エ) 自学自習の場の提供

##### イ 相談・保護者支援の実施

(ア) 子ども・若者と保護者等の相談窓口の開設

(イ) 保護者支援の実施

##### ウ 関係機関との連携

(ア) 子ども・若者支援団体との連携

(イ) 市・学校・地域との連携

※相談支援コーディネーター・支援員・補助スタッフを各1人最低配置すること。また、事務室に午前9時から午後9時まで補助スタッフ1人を最低配置すること。

特別な資格は求めないが、教育や進路などの相談経験を有する者など、子ども・若者支援に従事した経験のある者とする。

原則、業務委託期間中は、同一の者を配置することとするが、変更する場合には、協議を要するものとする。

#### (4) 委託期間 平成31（2019）年6月10日から平成32（2020）年3月31日まで

※委託開始日は、受託者との協議の状況により前後する場合があります。

### 3 当該業務の予算額等

10,491,646円（税込）※初年度開設経費を含む。

提案額(参考見積書の金額)が当該事務の予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

なお、今回徴取する次年度以降の参考見積額は参考に徴取するもので、次年度以降の契約を確約するものではない。

#### 4 プロポーザルの実施方法

本業務は、公募型プロポーザル方式により候補者を決定するものとする。

なお、本プロポーザルはプレゼンテーションの一部を公開で実施するものとする。

#### 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市(以下「市」という。)の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、茨木市入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、未登録者は「6 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人又は団体であること。
- (3) 子ども・若者等の相談支援の実績があり、本業務の趣旨を十分理解し、業務を適切、公正、中立かつ効果的に実施できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を制限されている者でないこと。
- (6) 国税、地方税を完納していること。(納付義務がない場合を除く。)
- (7) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成29年4月1日実施)に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者に該当しないこと。
- (9) 民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者に該当しないこと。
- (10) 宗教活動及び政治活動を目的とした団体でないこと。
- (11) 茨木市暴力団排除条例(平成24年9月27日茨木市条例第31号)第8条第1項第6号の規定による場合又は同項第7号に規定するときに該当しないこと。

#### 6 入札参加資格を有さない者の参加

5(1)に掲げる茨木市入札参加資格者名簿に登載されていない者が参加を希

望する場合は、入札参加資格審査申請書を提出し、市で資格審査を行い、入札参加資格を有する場合は、茨木市入札参加資格者名簿に登載するものとする。

ただし、起業後2年未満の事業所等については、プロポーザル用の入札参加資格要件を満たせば、本件本プロポーザルにのみ参加可能とする。

## 7 共同事業体

本事業を効率的かつ効果的に行うために必要な場合は、複数の事業者(以下「グループ」という。)が共同して応募することができるものとする。その際、「参加申込書」(様式2号)とあわせて、共同事業体届出書を提出すること(ただし、前項5の参加資格を有さない事業者は、グループの構成団体とならない。)

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる事業者を定めることとする。
- (2) 単独で参加する事業者は、グループの構成団体として参加することはできない。
- (3) 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。
- (4) 代表団体及び構成団体は、原則として変更できない。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更することができる。

## 8 説明会

- (1) 開催日時：平成31年4月17日(水)午前11時から正午まで
- (2) 開催場所：茨木市立男女共生センター ローズWAM 502号室  
※説明会に参加しなかった者の本プロポーザルへの参加は認めない。  
現地見学会(任意参加) 平成31年4月17日(水)説明会終了後
  - ① 茨木市立男女共生センター(事務室、和室、401号室)
  - ② 茨木市立上中条青少年センター(ラウンジ、学習室)

## 9 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書(様式1号)に質問事項、事業所名、FAX番号、メールアドレス、担当者氏名を記載し、下記の提出期限までに電子メール又はFAXでこども政策課宛に送信すること。  
提出期間：説明会終了後～平成31年4月22日(月)午後5時まで(必着)  
提出先：茨木市こども政策課  
E-mail：kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp  
FAX：072(622)8722  
※電子メール又はFAX以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、回答する。  
回答日：平成31年4月23日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

説明会に出席した全ての法人等に電子メールまたはFAXで回答する。  
ただし、質問内容が候補者選定に公平性を保てない場合等には、回答しないことがある。

10 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」(様式2号)に必要事項を記入し、所在地、事業所名及び代表者名、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書(様式3号)
- ② 業務実施体制調書(様式4号・4-2号)
- ③ 物品等入札参加資格審査申請提出書類  
(茨木市入札参加資格者名簿登載者は提出不要)

イ 提出先：茨木市役所こども政策課事務室  
(南館3階19番窓口)

ウ 提出期間：平成31年4月17日(水)説明会終了後  
～4月24日(水)午後5時【厳守】  
(土・日を除く)

エ 提出方法：持参による(持参以外の提出方法は認めない。)

(2) 参加資格の審査結果通知

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」(様式2号)等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」(様式6号)により平成31年4月25日(木)に参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届(様式8号)に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までにこども政策課へ提出すること。

11 企画提案書類等の作成及び提出

(1) 企画提案書類の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者(以下「参加者」という。)は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書類等により行うものとする。

なお、企画提案書類等に記載された内容については、下記(2)イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書類

- ① 事業概要(市民説明用) 【公開】説明時間10分以内

- ② 事業詳細（審査用）【非公開】説明時間15分以内
- イ 参考見積書（様式5号）
- (3) 作成要領
  - ① 審査用の事業詳細については、評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。
  - ② 提案が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
  - ③ 副本には、事業所名等がわかる内容を記載しないこと。
- (4) 提出方法等
  - ア 提出期間：平成31年4月26日（金）～平成31（2019）年5月21日（火）  
【厳守】（土・日・祝を除く、各日午前9時から午後5時まで）
  - イ 提出場所：茨木市役所こども育成部こども政策課事務室  
（南館3階19番窓口）
  - ウ 提出方法：持参に限る
  - エ 提出部数
    - ① 事業概要（市民説明用）正本1部、副本20部
    - ② 事業詳細（審査用）正本1部、副本10部
 ただし、(2)イの参考見積書は、原本1部のみを自社の封筒に入れ業務名を記入した後、密封の上、提出すること。
- (5) 企画提案書類等に対する質問  
企画提案書類等の内容について、市が企画提案書類等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

## 12 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

- (1) 書類審査  
提出された企画提案書類等を審査基準に基づいて審査する。
- (2) プレゼンテーション審査  
企画提案については、プレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。1者のみの申込時にも、プレゼンテーションによる審査を実施するものとする。
  - ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書類等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。
  - イ プレゼンテーションで、パソコン・プロジェクター等を使用する場合には、本市が準備した機器を使用すること。また、プロジェクターに投影する資料については、CD-R（DVD及びブルーレイは不可）をこども政策課事務室へ持参またはデータを大容量送受信サービスにより [kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp](mailto:kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp)へ送信する方法により、平成31（2019）年5月29日（水）午後3時までに提出すること。提出期限以降における差し替え及び再提出は、認めない。

ウ プレゼンテーションは、当該業務を担当する者が行うこと。

① 集合時間：平成31（2019）年5月30日（木）午前9時50分  
※プレゼンテーションの順番については、当日くじで決定します。

② 集合場所：茨木市立男女共生センターローズWAM403号室

(3) 審査結果の通知

ア 結果通知

審査の結果は、平成31（2019）年5月31日（金）（予定）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

イ 結果に対する問合せ

審査により選定されなかった提案者は、平成31（2019）年6月11日（火）までに、審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

13 審査基準及び配点

審査基準及び配点は別紙のとおりとする。

14 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

(1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点でかつ別紙採点基準の合計点の6割を満たしている提案者を候補者とする。

なお、別紙採点基準の①～⑫のいずれかにおいて、合計点が0点の項目があった場合には、候補対象外とする。

(2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。

(3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。

(4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書類等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合でも、プレゼンテーションによる審査を行い、提案書類の内容を精査し、別紙採点基準の合計点の6割を満たしている場合に限り、その者を候補者に選定する。

なお、別紙採点基準の①～⑫のいずれかにおいて、合計点が0点の項目があった場合には、候補対象外とする。

15 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書類等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書類の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書類等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

16 情報公開

提出書類、選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号）又は茨木市情報提供の実施に関する要綱（平成16年4月1日実施）の規定に基づいて対応する。ただし、公開で実施するプレゼンテーションで使用する企画提案書類及びプロジェクター投影資料については、契約締結後、茨木市情報公開条例に基づく公開請求又は茨木市情報提供の実施に関する要綱に基づく情報提供の申出があったときは、これらを公開又は提供するものとする。

17 日程

説明会・現地見学会	平成31年4月17日（水）
質問期間	説明会終了後～平成31年4月22日（月） 午後5時まで【厳守】
質問に対する回答	平成31年4月23日（火）午後5時まで
参加申込受付期間	平成31年4月17日（水）説明会終了後～ 平成31年4月24日（水）午後5時まで【厳守】
参加資格審査結果通知	平成31年4月25日（木）
企画提案書類提出期間	平成31年4月26日（金）午前9時から 平成31（2019）年5月21日（火）午後5時まで 【厳守】※土・日・祝を除く
プレゼンテーション審査	平成31（2019）年5月30日（木）（予定）
プレゼンテーション結果通知	平成31（2019）年5月31日（金）（予定）
契約締結	平成31（2019）年6月10日（月）（予定）
業務開始	平成31（2019）年7月3日（水）（予定）

18 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本業務に係る説明会及びプレゼンテーション審査会に出席しなかった者

- イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
  - ウ 企画提案書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
  - エ 企画提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
  - オ 他者のプレゼンテーションを傍聴した場合
  - カ プレゼンテーション傍聴者等から他の事業者の企画提案内容に関する情報を入手したことが判明した場合
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
  - (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
  - (4) 提出書類は返却しない。
  - (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

#### 19 契約の締結

- (1) 審査で選定した候補者と本事業の契約交渉を行い、当該業務の予算額の範囲内で別途随意契約により契約締結するものとする。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、茨木市と候補者との協議により必要に応じて変更することがある。
- (3) 契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。
- (4) 参加申込書又は企画提案書類等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8号）に辞退する理由を明確に記載し速やかに提出すること。

#### 20 担当部署

茨木市 こども育成部こども政策課 担当 山鹿・中坂

TEL: 072-620-1625 (直通)

FAX: 072-622-8722

E-mail: kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp